

第4回 大分県観光振興財源検討会議

資料



日本一のおんせん県おおいた みりよく 味力も満載

1 前回の会議について

第3回会議（10/6）の内容



議題	(1) 新しいおおいた共創会議における各市町村意見について (2) 宿泊税の制度設計における先行事例、論点整理について
結論	<p>【委員意見】</p> <ul style="list-style-type: none">税率については宿泊事業者からの声を踏まえると、定額制が望ましい。その上で、料金に応じて差が付けられる段階的定額制が適当ではないか。低料金の宿の宿泊者も、行政サービスを受益していることから、免税点は設けない方が適当。修学旅行等について、政策的な観点から課税免除を考慮し得るのではないか。適正に課税徴収し続ける仕組み（賦課徴収の方法）についても検討が必要。市町村や地域の様々な要望を踏まえながら検討されたい。
その他 主な意見	<ul style="list-style-type: none">「宿泊税導入によりお客様が減るのではないか。」という声があるが、宿泊税を取るという理由で大分県に来なくなるという事は考えにくい。日田市は福岡側に原鶴温泉があるが、福岡で宿泊税をとるから日田に来るというお客様はない。工事現場や工場勤務で長期滞在する方もいる。1泊200円をとられるというのはきついかと思うので、もう少し安くなればと思う。定額制でもいいが、配慮だけしてもらえればと思う。宿泊税が適正に課税・徴収し続ける体制構築も必要。違法民泊しかり、税を免れようとする者が出て来る。県・市町村・保健所・警察の連携、地元で目を光らせる市町村の役割が重要。別府市では、入湯税と宿泊税の2つを一本化できないかという現場からの声があった。制度としては無理だが、入湯税を別府市に、宿泊税を県になると、支払先が2つになる。一本化できないかというのが現場の声。それぞれ目的が違うので、宿泊税と入湯税は分けて考えた方がいいのではないか。現場サイドでは、宿泊税がくるなという雰囲気はみんなわかっている。簡単な仕組みを仕上げて、それを財源として観光振興のために使うという事を明確化することが地域としては一番わかりやすい。将来的には、日帰り客からの負担（入域税や駐車場税）など、いろんな財源の手法が考えられる。適正な財源確保のためにも、県として引き続き、研究をしていくべき。

2 地域意見交換会での意見 について

地域における意見交換について

宿泊税等の観光振興財源について、意見を伺った。

【開催日程】 10月下旬～11月中旬

【開催地域】 県内 14か所

(由布、大分、玖珠九重、別府、宇佐、佐伯、豊後大野、臼杵、中津、日田、飯田、国東、長湯、天瀬)

【参加者数】 204人（市町村・観光協会等含む。）

【意見数】 171（要望・意見：114 質問：57）

分野	意見
使途について (28)	<p>(活用して欲しい施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人が増え、あちこちトラブルが起きている。地域が大事にしてきた文化を守るために使ってもらいたい。（由布 簡易宿所） おんせん郷おおいた、泉源を守ることへの活用も検討してほしい。（別府 旅館・ホテル） 別府・湯布院の集客だけに使うのではなく、それ以外の地域で埋もれている観光資源を磨き上げることが県全体として宿泊税を入れる価値ではないか。観光資源の磨き上げにこそ活用していくべき。（別府 旅館・ホテル） 宿泊施設への補助等、宿泊者への受益が目に見える形で使っていただきたい。（竹田 旅館・ホテル） 県境をまたぐ交通については課題が多い。熊本から久住への公共交通アクセスがない。市町村には出来ないので、県で検討してほしい。（竹田 簡易宿所） 県境にある中津の立場からは、大分空港ばかりではなく、北九州空港からの導線等にも取り組んでもらいたい。（中津 農泊） <p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村の使える割合を増やしてもらえると、それぞれの地域の実情にあわせた施策ができるのでは。（各地の旅館・ホテル） 宿泊の多い市町村でも、いいアイデアがないものもあれば、宿泊の少ない市町村でも、効果が出るようないい案を持っている場合もある。そういう点も考慮しては。（日田 簡易宿所） 市町村に配分して何でも自由に使っていいとすると、観光じゃないことに使う所が出て来るかもしれない。県振興局に配分し振興局単位で使うなども考えられる。（九重 旅館・ホテル）

地域における意見交換について

分野	意見
使途について (28) 続き	<p>(使途の明確化と検証)</p> <ul style="list-style-type: none"> 入った税の使道は観光のためだけに使ってほしい。（宇佐 農泊等） 使途の明確化をしてほしい。入湯税が何に使われているのかが我々には見えない（各地の旅館・ホテル） 宿泊税が導入されたが、これまで観光に使っている県や市町村予算の財源が宿泊税に置き換わっただけになると、宿泊者に対する増税になるので、そういうことがないようにしてもらいたい。（九重 旅館・ホテル） 年1回はしっかりと使途・効果の検証をしてほしい。（竹田 旅館・ホテル等） <p>(積立)</p> <ul style="list-style-type: none"> 入った税をその年に全て使ってしまうのではなく、災害等の何かあった時にプール（確保）はしておいた方が良いのでは。（九重 旅館・ホテル）
制度について (25)	<p>(税率について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 定額がわかりやすい。（別府 旅館・ホテル） 1泊5千円と1万円以上などで金額を同じにするのはよくない。（中津 農泊） 定率制の場合はインフレ等に対応ができる。（日田 団体） <p>(宿泊価格変動への懸念)</p> <ul style="list-style-type: none"> 段階的定額制の場合、最初は100円、週末だけ部屋の料金があがり200円ということになることも考えられる。運営者側の負担がなるべくかからないような形にしてほしい。（大分市 旅館・ホテル） 一律定額のほうが手間はかかるない。（日田 旅館・ホテル） 部屋数に応じた税額設定なども考えられる。（大分市 旅館・ホテル）

地域における意見交換について

分野	意見
制度について (25) 続き	<p>(免除)</p> <ul style="list-style-type: none"> 連泊者への減額を検討してもらいたい。（臼杵 簡易宿所等） 子どもは大人の半額などという事はできないか。（臼杵 農泊） インバウンドの修学旅行も同等に課税免除してほしい。（宇佐 農泊） 他市のように、スポーツ合宿の免除を対象とすることについて、検討してもらいたい。（竹田 旅館・ホテル等） <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> インバウンドのみから取ってほしい。（竹田 旅館・ホテル等） 仕事で長期滞在する方について、今まで宿泊していたが、宿泊税節税のために日帰りで仕事に来るようになり、個人に負担がいくのでは。（日田 旅館・ホテル）
負担軽減への意見 (38)	<p>(人的な負担への懸念)</p> <ul style="list-style-type: none"> スタッフを疲弊させたくない。事務負担の軽減をお願いしたい。（県内各地） 税金を預かるので必ず納めないといけない。事務局としては頭が痛い。事務処理がすごく大変になるのではと思っている。（臼杵 農泊（事務局）） 宿泊客への説明を施設任せにしないでもらいたい。（県内各地） <p>(費用面での負担への懸念)</p> <ul style="list-style-type: none"> 人件費が上がる中、事務手数料としての報償金の比率は高い方がありがたい。 システム改修費用の補助をしてもらいたい。 <p>(手数料問題)</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人はキャッシュレスが基本。インバウンドが増えてくると、クレジットカード等の手数料がかさんでくる。（竹田 簡易宿所等） キャッシュレス決済手数料が約5%。OTA経由では10%くらい引かれることも。それらを手出しあしないといけない。（別府 旅館・ホテル等） <p>(OTA手数料に関するへの働きかけの要望)</p> <ul style="list-style-type: none"> OTA側へ働きかけをし、システムで預り税は分ける（手数料対象から除外）ようにしてほしい。いち民間企業では出来ない。県から働きかけをしてもらいたい。（大分 簡易宿所等）

地域における意見交換について

分野	意見
適正な 徴収 (4)	<ul style="list-style-type: none"> しっかり預り税を管理している人もいれば、まったく払っていない人も出て来る。払わない方が勝ちになると良くない。（大分 簡易宿所等） 小規模民泊の中には、地域へのあいさつがない所がある。どこの人がやっているかわからない。そういった施設が逃れるようなく、しっかりと課税して実態を把握・場合により指導してもらいたい。（由布 旅館・ホテル）
その他 (15)	<p>(国全体として取り組むべき)</p> <ul style="list-style-type: none"> 宿泊税では地域間格差は解消されない。国全体として取り組むべき。（由布 旅館・ホテル） (入湯税との一本化) 入湯税に加えて2つの税金をもらうことになる。入湯税との一本化というのが現実的に可能であればしてもらいたい。（別府等の旅館・ホテル） (その他) ここまで人口が減ってくると観光産業の振興は必要と理解。（宇佐 簡易宿所等） 宿泊税が導入されている先行地域で、お客様の数に影響がないとのことだが、具体的に数字的なものを示してもらえると安心できる。（竹田 旅館・ホテル） 仮に宿泊税をとることになれば、宿泊税じゃなくて可愛い税の名前を考えておいてもらいたい。（由布 旅館・ホテル）
反対 (4)	<p>(導入に反対)</p> <ul style="list-style-type: none"> 税金が増えて喜ぶ人はいない。別府や湯布院がこれまで積み上げてきたことと反対の方向に進むのではないか。（由布 簡易宿所） <p>(県一括での導入に反対)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村ごとの徴収で良いのではないか、徴収した市町村以外に宿泊税が使われるのかがな ものか。（国東 ホテル）

3 宿泊事業者向けアンケート 結果について

宿泊事業者向けアンケートについて



宿泊税等の観光振興財源について、県内宿泊事業者へのアンケートを実施した。

(1) 調査目的

今後の宿泊税制度検討の重要な参考とするため、県内宿泊事業者を対象として、宿泊税に関する意見や事業への影響等を把握するため。

(2) 調査内容

対象者：県内の旅館業法の許可事業者、住宅宿泊事業法の届出事業者
(令和7年10月20日現在)

送付先数：1,702施設

回答数：380施設（回収率：22.3%）

実施期間：10月31日～12月1日

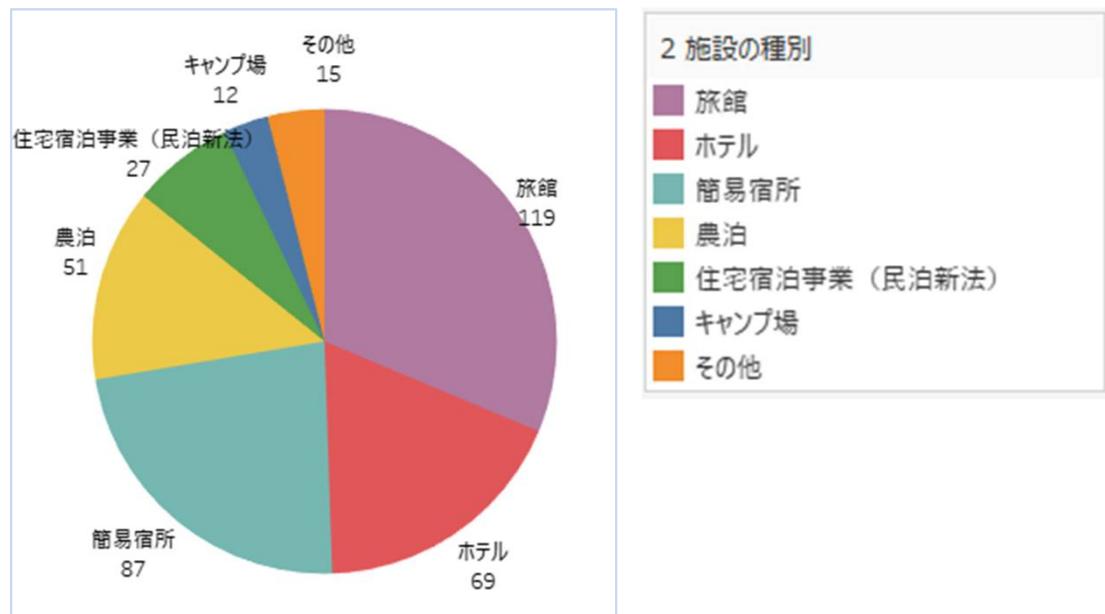
(3) 調査項目

- ・施設について（施設種別、所在市町村、客室数、宿泊料金価格帯の区分）
- ・仮に宿泊税を導入した場合の使途や影響
(使い道として必要性が高いと考えるもの、宿泊税導入の効果や影響
システム改修等の経費が必要になるか)
- ・仮に宿泊税を導入する場合の制度
(税率について、課税免除の対象について)
- ・その他自由意見

アンケート結果（施設種別等）

施設の種別

- 貴施設の種別について、最も近いものを1つ選んでください。



客室数

- 貴施設の規模（客室数）を1つ選んでください。

単位：施設

客室数	旅館	ホテル	簡易宿所	農泊	キャンプ場	住宅宿泊事業（民泊新法）	その他	計
9室以下	70	7	80	51	7	26	12	253
10～29室	40	20	5	0	3	1	1	70
30～49室	5	4	1	0	2	0	1	13
50～99室	3	18	1	0	0	0	1	23
100室以上	1	20	0	0	0	0	0	21
計	119	69	87	51	12	27	15	380
	/778 (※「旅館・ホテル」送付数)		/837 (※)	※	/87 (※)	※	/1,702	

※表のうち、分母部分は、アンケート送付先のうち、該当する旅館業法・住宅宿泊事業法上の施設区分の数

キャンプ場、その他（グランピング施設、ゴルフ場、無回答等の記載があり。）については、許認可上の区分ではないため母数部分の欄は空欄としている。

市町村別

- 所在市町村

単位：施設

市町村	回答
由布市	67 / 399
別府市	65 / 258
九重町	32 / 144
竹田市	26 / 92
大分市	26 / 101
日田市	23 / 93
臼杵市	22 / 96
佐伯市	20 / 84
中津市	16 / 52
国東市	15 / 56
杵築市	14 / 45
豊後大野市	12 / 37
日出町	9 / 16
宇佐市	9 / 106
豊後高田市	8 / 68
玖珠町	8 / 37
姫島村	6 / 8
津久見市	2 / 10
	380 / 1,702

アンケート結果（料金帯）

料金帯について

- 貴施設における下表の宿泊料金区分に該当する部屋の有無についてお答えください。
- 素泊まり料金での回答が難しい場合は食事付料金で回答

単位：施設

	-4999円	5,000-9,999円	10,000-14,999円	15,000-19,999円	20,000-49,999円	50,000-99,999円	100,000円-	計	複数料金帯の取り扱いがある施設は複数回答
素泊(A)	170	142	83	45	59	15	2	516	
	33%	28%	16%	9%	11%	3%	0%		
食事付	19	17	16	12	17	8	0	89	
素泊+食事付	189	159	99	57	76	23	2	605	
	31%	26%	16%	9%	13%	4%	0%		

- 宿泊者実績の回答に協力いただいた宿泊施設の数・価格帯別の割合

単位：施設

	-4999円	5,000-9,999円	10,000-14,999円	15,000-19,999円	20,000-49,999円	50,000-99,999円	100,000円-	計
素泊(B)	46	59	31	16	25	2	0	179
	27%	42%	37%	36%	42%	13%	0%	
食事付	0	8	9	2	6	4	0	29
	0%	47%	56%	17%	35%	50%		

- 宿泊者数の実績・価格帯別の割合（協力いただいた宿泊施設からの回答の集計）

単位：人

	-4999円	5,000-9,999円	10,000-14,999円	15,000-19,999円	20,000-49,999円	50,000-99,999円	100,000円-	計
素泊(C)	53,812	321,090	151,002	246,257	102,497	1,072	0	875,730
	6.1%	36.7%	17.2%	28.1%	11.7%	0.1%	0.0%	
食事付	0	118	4,104	558	120,400	15,353	0	140,533
素泊+食事付	53,812	321,208	155,106	246,815	222,897	16,425	0	1,016,263
	5%	32%	15%	24%	22%	2%	0%	

- 宿泊者数の推測値・価格帯別の割合 (A/B×C=D)

単位：人

	-4999円	5,000-9,999円	10,000-14,999円	15,000-19,999円	20,000-49,999円	50,000-99,999円	100,000円-	計
素泊(D)	198,870	772,792	404,295	692,597	241,892	8,040		2,318,486
	8.6%	33.3%	17.4%	29.9%	10.4%	0.3%	0.0%	

アンケート結果（使途）

使途について

- 今後の観光振興を図る上での取組（宿泊税の使い道）として、必要性が高いと思うものを3つまで選んでください。
(複数回答可（3つまで）)

項目	回答数
受入環境の整備（宿泊施設の改修補助、多言語対応、情報通信環境整備など）	170
持続可能な観光地域づくり（オーバーツーリズム対策など）	139
目的地までの二次交通環境の整備（ライドシェア、デマンド交通の普及など）	131
地域の観光資源の磨き上げ（高付加価値なサービスの開発など）	88
危機管理、災害対応（災害に見舞われた観光地の風評被害対策、事業継続計画策定支援など）	83
観光産業の経営基盤強化（人材の確保支援、DX・デジタル化補助など）	77
需要の平準化（閑散期における大規模イベント誘致など）	77
更なる誘客に向けた情報発信、マーケティング支援	71
ユニバーサルツーリズム（バリアフリー対応、子ども・ペット連れて観光しやすい環境整備など）	59
その他	46

（その他の回答内容）

- 宿泊税なのでその地域での特定財源として。また、宿泊に関するものについてのみ使って欲しい。一般財源にしてはならない。（由布市 旅館・ホテル）
- 観光客の利用割合は少なく、地域資源や観光施設の面でも他地域と比べ、集客にハンデのある地域である。観光客の増加よりも、工事関係者をはじめとした幅広い宿泊利用の増加ができるような使用を望む。（豊後大野市（ホテル））
- 長期滞在してもらう為の仕掛け作り。（別府市 旅館・ホテル）
- 大分スポーツ公園での大規模イベント時の交通環境の充実。（大分市 旅館・ホテル）
- 姫島までの交通アクセスの充実（バス便の増加など）。（姫島村（宿泊施設））

アンケート結果（影響）

影響について

- 仮に宿泊税を導入した場合の効果及び影響についてどう思いますか。（複数回答可）

項目	回答数
宿泊税の納入等の事務負担又はシステム改修等の経費負担が心配	202
宿泊客の減少につながる	121
観光地としての魅力向上、地域の賑わい、住民生活の向上、受け入れ環境が充実による観光客の増加が期待できる	102
導入による影響はない／少ない	41
わからない／何ともいえない	87
その他	32

（その他の回答内容）

- チェックイン時、フロントでの対応がスムーズにできるか心配。電話予約時やフロントでの支払いの時、宿泊税の説明を求められると接客により長い時間をかける必要がある。小銭の受け渡し、領収書の内訳を記入する等、細かな手作業が必要になる。（由布市 旅館・ホテル）
- 高齢者が経営している所もある為、経費増への配慮や手續が不要になるなど、手続きへの配慮をお願いしたい。（臼杵市 農泊）
- 他地域では現金で宿泊税を徴収する施設があるが、それを自社に置き換えた場合、釣り銭の準備など、事務的な負担が増えると感じる。宿泊税の使い途について、「観光」に特化した場合、市町村によって観光が主要産業な地域、そうでない地域とバラツキが出るため、その点に配慮し、公平な用途にして頂きたい。（中津市 旅館・ホテル）

アンケート結果（税制度）

税率について

- 宿泊税を導入する場合の税額について、最も近い考え方を1つ選んでください。

一律定額制がいい	120
段階的定額制がいい	71
定率制（宿泊金額 × ○%）がいい	54
わからない／何ともいえない	95
その他	40

（その他の回答内容）

- 民泊など、無人で営業している施設がオーバーツーリズムの根源の一つ。定率制の場合、一番迷惑をかけている施設宿泊者の負担が一番少なくなるのは。（由布市 旅館・ホテル）
- 「1泊の料金レンジが広い」業態にとって、定率課税は繁忙期に負担が急増、宿泊プランを細分化した場合、税額がわかりづらい顧客トラブルを生みやすく、やめてほしい（竹田市 キャンプ場）

課税免除について

- 課税免除について、ご意見をお聞かせください。（複数回答可）

項目	回答数
一定金額に満たない場合	147
修学旅行等	105
設けない方がよい	72
年齢による課税免除	59
わからない／何ともいえない	75
その他	37

（その他の回答内容）

- いろんな免除規定を設けると差別化や複雑化で店の経費がかかる。（別府市 簡易宿所）
- 当キャンプ場は地域の自然・文化・教育を次世代に伝える公共的施設。キャンプ施設は免除すべき。（竹田市 キャンプ場）
- 宿泊費に税金を取る意味がわからない。物価高騰で宿泊代の値上げを余儀なくされている今、これ以上の税金は好ましくない。（国東市 簡易宿所）

アンケート結果（その他）



その他

- その他、ご意見があればご自由にご記入ください。

意見

（賛否）

- 当館は田舎の小さな旅館です。温泉も出ませんし、観光地でもないです。宿泊者は仕事で泊まる人が多いです。宿泊税導入には反対です。（豊後大野市 旅館）
- 公衆トイレの整備やポイ捨て防止など、入湯税を支払っていない人も観光関連事業の受益者であるので、入湯税対象施設に宿泊した人だけが税を負担させられている現状はおかしい。受益者負担の観点からみても、早期の導入を目指していただきたい。実施できた時にはインバウンド需要も冷え込んでいたでは話にならない。（由布市 旅館）
- 毎回似たようなPR動画やWEBサイトを外注制作していたり、乱立させているように感じる。まずは、似たようなサイトやPRの集約、整理、支払っている金額など現行の予算の使い道が適正か精査したあとに、税の徴収を検討してほしい。（臼杵市 簡易宿所）

（使い道）

- 税の使い道も曖昧で、使用用途の明確化ができない目的税の導入は反対です。自治体等の税の使い方が信用出来ない。（別府市 簡易宿所）
- 導入は賛成だが無駄のない使い道を。税を使った事象の恩恵は平等であるべき。宿側の納税や申告の負担が極力最少な方法をお願いしたい。（単純でも業務増）（竹田市 旅館）
- 別府市は夏に需要が極端に下がるので、夏の需要を伸ばすことと、観光客数は多くても宿泊者の割合が少ないので、夏に観光に来てさらに別府に滞在する。夜にどうしても宿泊しないといけないようなイベントをたくさん開催してほしい。（別府市 簡易宿所）

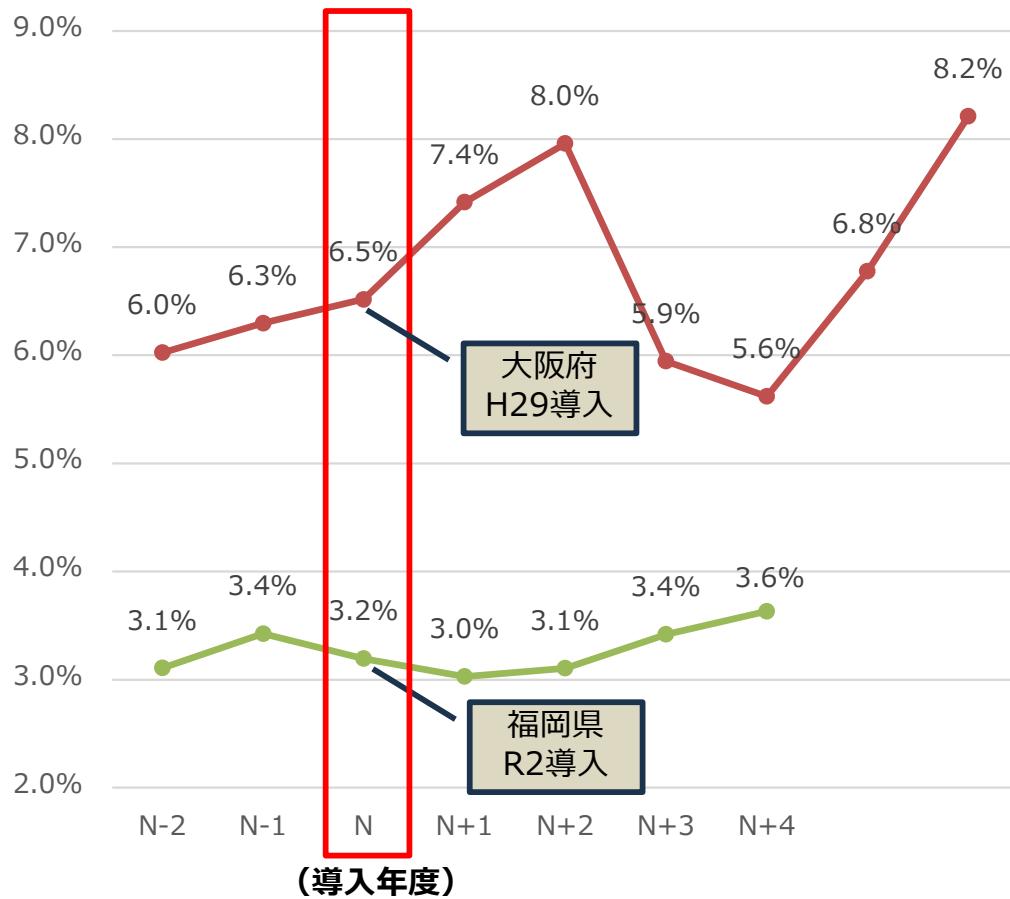
（徴収負担）

- 国外OTAも含め全てのOTAに対して宿泊税等の追加税を簡便に徴収できる仕組み・フォーマット・システムを構築するよう義務付けてもらわなければ、それらの追加税を利用者から事業者が代行徴収することなど、全くもって無理な話です（別府市 簡易宿所）
- 「1人1滞在〇円」というふうにシンプルにしていただき、チェックイン時に混乱をきたさないよう、空港やJR駅など大分に入った段階で宿泊税をチャージし、宿ではその証明サイトを見せるだけ、など単純化していただけるのがベスト。その場合、宿がお金を預かる必要もなく、支払いの手間もいらない。また、県も宿側に支払い催促通知などする必要もない。初期コストはかかるが、長い目で見たら、県が直接旅行者から徴収するシステムを構築したほうがコストは安いのではないか？（臼杵市 簡易宿所）

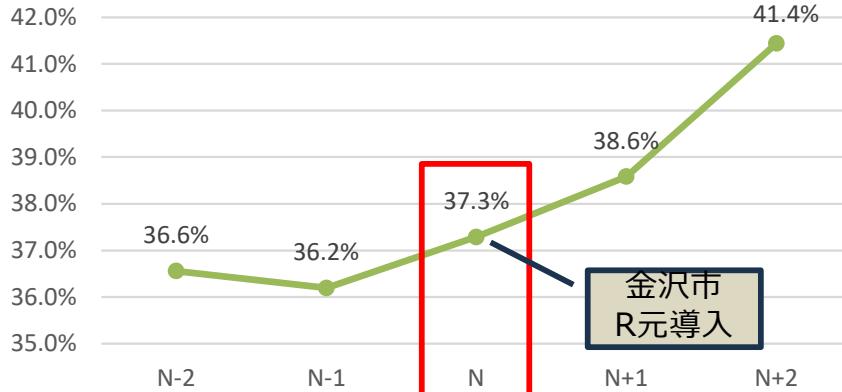
参考：先行事例 宿泊税導入前後の宿泊者数推移



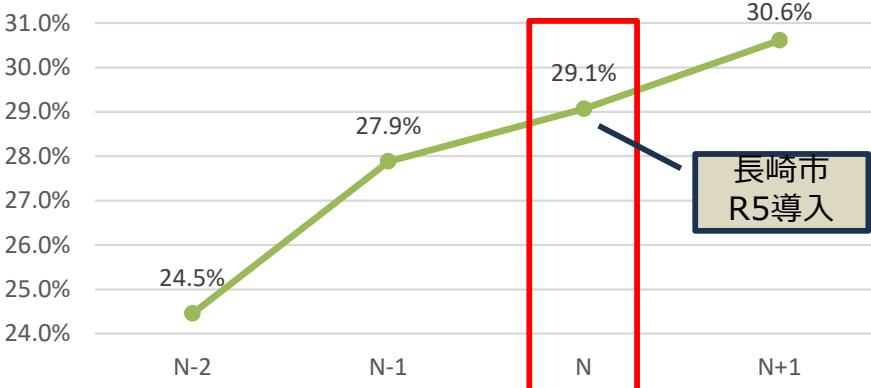
全国宿泊者に占める各都道府県宿泊者の割合



石川県宿泊者に占める金沢市宿泊者の割合



長崎県宿泊者に占める長崎市宿泊者の割合



- 宿泊税を導入している先行自治体自治体の、導入年度をNとして前後数年分の宿泊者数割合の推移を比較
- 福岡県については、全国宿泊者に占める宿泊者数の割合が導入前後で堅調に推移。
- 石川県金沢市も同様に県全体に占める割合が上昇傾向。
- 長崎市では、宿泊税導入からあまり期間が経過していないが、導入前後で割合は上昇傾向。
- 大阪については（N+3：R 2 年度）、（N+4：R 3 年度）のコロナ禍において落ち込んでいるが、R 4 年度以降のシェアは上昇傾向。

4 市町村の財政需要について

市町村における財政需要について

- 市町村意見、「地域の実情に応じた課題に対応できるように市町村へ配分してもらいたい」といった事業者からの声を踏まえ、県内 18 市町村に対して、現時点で考えられる観光振興施策とその需要額等について照会を行った。大分市を除く 17 市町村から回答があった。

1. 市町村の財政需要額

約 29 億円／年	<p>(財政需要額の内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 受入環境整備（トイレの設置、多言語化、バリアフリー対応、周辺道路の拡幅及び駐車場、観光案内看板・標識の充実・多言語対応等） 宿泊の施設改修（宿泊事業者への補助） 2 次交通の充実（ライドシェアやコミュニティバス拡充、オンデマンド交通等） 観光素材、特産品の開発・高付加価値化 閑散期対策のためのクーポン発行 市町村単位でのプロモーション事業 観光協会の体制強化 など
------------------	---

※現時点で積算ができる必要となる経費もあり、上記がすべてではない。

2. 広域的視点から県として行うべき取組

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 広域の誘客・プロモーション（臼杵市他） 県内の周遊促進（佐伯市他） 広域の 2 次交通対策（県内市町村を跨いだ交通、隣県からの交通アクセス、運転手確保等）（中津市他） 観光統計の整備・マーケティングに活用できるデータの充実（日田市他） 旅館業法の適正化、適正な課税徴収体制（別府市） 宿泊施設における受入環境整備（デジタル化支援、バリアフリー対応等）（宇佐市他） |
|--|
- 宿泊施設への補助や閑散期対策としてのキャンペーン等、県での実施を想定していた施策が市町村においても積み上げられている例があった。今後、県と市町村間での役割分担の整理が必要。

5 検討会議意見 とりまとめ案について

1. 事業（財政需要）について

- (1) 今後、必要となる施策・財政需要
- (2) 市町村における財政需要の考慮

2. 財源について

3. 税制について

4. 税制度導入後の運用について

税率について P23-24

課税免除について P25-26

徴収方法及び申告・納税方法について P27

入湯税について P28-29

その他 P30-31

運用について P33-35

6 税制について (追加論点)

税率について

1. 税率の設定についての検討

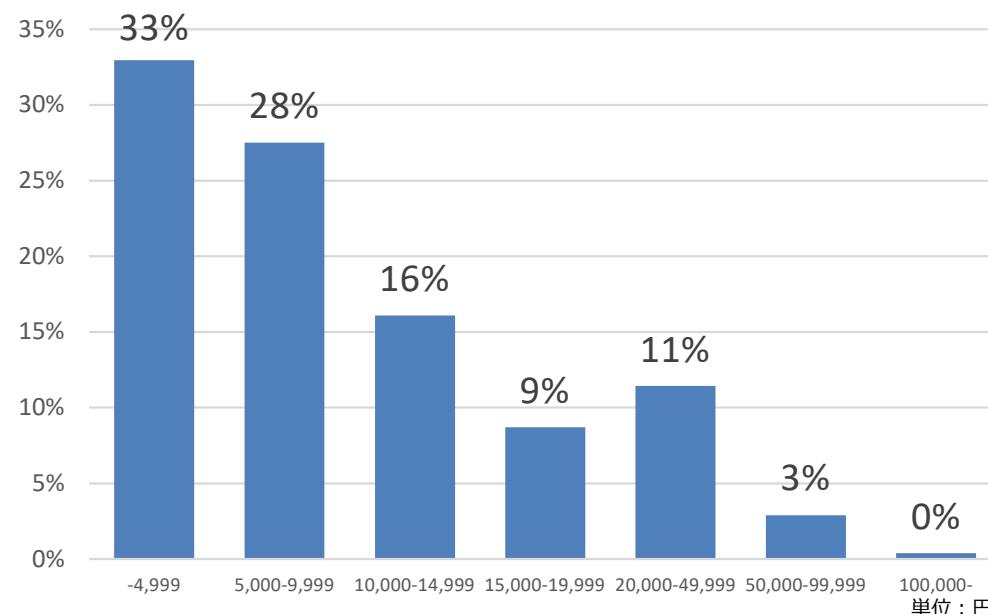
- アンケートでは「一律定額制」が最多であったが、以下の点を踏まえ「段階的定額制」が適当。
- 段階的定額制の税率設定にあたっては、以下4点を考慮。

公平性の確保	・簡易宿所等でも広く薄く負担を求める。
低料金帯への配慮	・宿泊料金に見合った税額設定が必要。
財政需要への対応	・市町村を含む必要な財源規模を確保。
事業者負担への配慮	・段階を刻み過ぎないように配慮。

- 「ボリュームゾーンの料金帯」「高い料金帯」の2段階（①）、「低い料金帯」「ボリュームゾーンの料金帯」「高い料金帯」の3段階（②）、「低い料金帯」「ボリュームゾーンの料金帯」「高い料金帯」「更に高い料金帯」の4段階（③）の3パターンで検討。

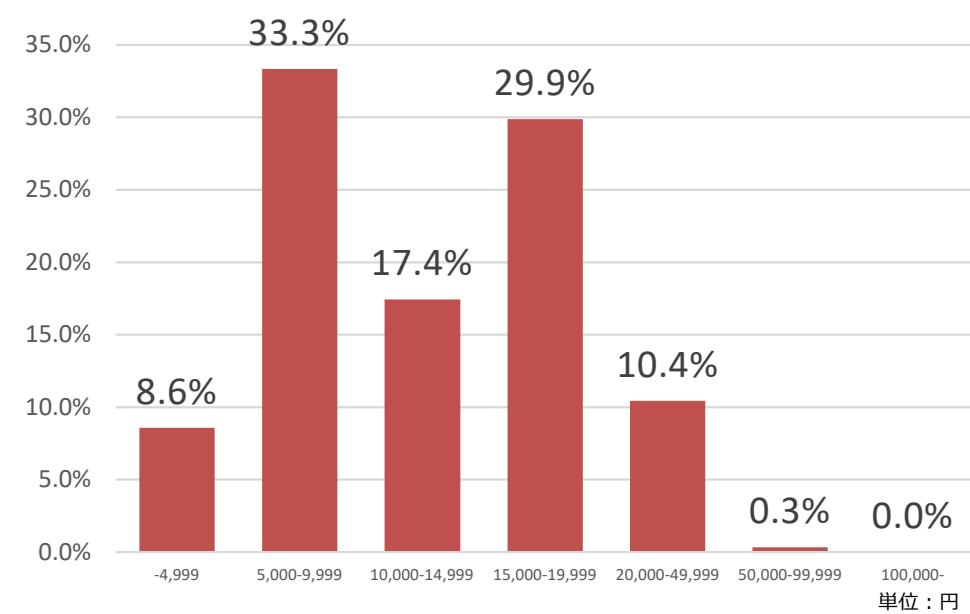
料金帯別宿泊施設の分布

再掲 P12



料金帯別宿泊者数の分布

再掲 P12



税率について

2. 税率設定の検討

- 料金帯ごとの宿泊者数（アンケート結果）、他県事例等を考慮すると、料金帯の設定は以下3案が考えられる。
- ボリュームゾーン（5,000円～19,999円）の料金帯で区切ることは避ける。

＜料金帯の設定案＞ ※下段の%は宿泊者数の割合

	5,000円未満	5,000円～	10,000円～	15,000円～	20,000円～	25,000円～	30,000円～	35,000円～	40,000円～	45,000円～	50,000円～	60,000円～	70,000円～	80,000円～	90,000円～	10万円以上
2段階案	ボリュームゾーンの料金帯															高い料金帯
	89.2%															10.8%
3段階案	低い料金帯	ボリュームゾーンの料金帯														高い料金帯
	8.6%	80.6%														10.8%
4段階案	低い料金帯	ボリュームゾーンの料金帯														高い料金帯
	8.6%	80.6%														更に高い料金帯
	10.4%															0.3%

＜料金帯ごとの宿泊者数（単位：人）＞ ※下段の%は宿泊者数の割合

	5,000円未満	5,000円～	10,000円～	15,000円～	20,000円～	25,000円～	30,000円～	35,000円～	40,000円～	45,000円～	50,000円～	60,000円～	70,000円～	80,000円～	90,000円～	10万円以上
推計	714,392	2,776,065	1,452,330	2,487,984	868,937					28,882					0	8,328,590
割合	8.6%	33.3%	17.4%	29.9%	10%					0.35%					0%	

＜参考：段階的定額制を採用している先行自治体の料金区分（単位：円）＞

	5,000円未満	5,000円～	10,000円～	15,000円～	20,000円～	25,000円～	30,000円～	35,000円～	40,000円～	45,000円～	50,000円～	60,000円～	70,000円～	80,000円～	90,000円～	10万円以上								
東京都	免税		100	200																				
大阪府	免税	200		400	500																			
北海道	100				200					500														
金沢市	免税	200			500																			
長崎市	100		200		500																			
ニセコ町	200				500					1,000					2,000									
京都市（現）	200				500					1,000														
京都市（R8年4月～）	200	400			1,000					4,000					10,000									

1. 事業者の声

(1) 各地域における意見交換会での声

- ・ インバウンドの修学旅行も同等に課税免除してほしい。 (宇佐 農泊)
- ・ 連泊者への減額を検討してもらいたい。 (臼杵 簡易宿所等)
- ・ 子どもは大人の半額などという事はできないか。 (臼杵 農泊)
- ・ スポーツ合宿の免除を対象とすることについて、検討してもらいたい。 (竹田 旅館・ホテル等)

(2) アンケート結果（再掲）

項目	回答数
一定金額に満たない場合	147
修学旅行等	105
年齢による課税免除	59
設けない方がよい	72
わからない／何ともいえない	75
その他	37

(その他の回答内容)

- ・ いろんな免除規定を設けると差別化や複雑化で店の経費がかかる。 (別府市 簡易宿所)
- ・ 当キャンプ場は地域の自然・文化・教育を次世代に伝える公共的施設。 キャンプ施設は免除すべき。 (竹田市 キャンプ場)

2. 各論の検討

- 海外からの修学旅行等、声が比較的多かったものについて、考え方を整理。

<基本的な考え方>

- 税負担を頂く方の宿泊目的は問わない。
- 特定の方を免除した場合、宿泊税による受益施策の対象にしづらくなる。納税者からの理解を得づらくなる。
- 例外規定（免除）を増やすことは、徴収事務を担う宿泊事業者の事務が煩雑化し、負担が増えることが懸念。

分類	先行事例のまとめ・詳細	考え方
海外からの修学旅行を含めるか？（学校の定義）	<ul style="list-style-type: none"> 課税免除となる修学旅行の「学校」の定義について、多くの自治体が採用しているのは「学校教育法第1条の学校（大学を除く）、児童福祉法上のこども園等」。幼稚園・保育園～小・中・高校生まで。専門学校や農業大学校等は1条校ではないので対象外。 沖縄県※2においては、学校に相当する外国の教育施設（海外学校の教育旅行）を課税免除としている。なお、沖縄県以外の都道府県では事例なし。 	<ul style="list-style-type: none"> 修学旅行の免除は、国内の教育政策上の配慮であり、海外の教育活動にまで日本の税制で優遇する合理性は低い。
修学旅行等にスポーツ大会・文化大会を含めるか？	<ul style="list-style-type: none"> 長崎市では、学校の部活動または地域のクラブチームとして参加するスポーツ大会・文化大会に伴う宿泊を免除している。 沖縄県※2でも同様の規定あり。なお、沖縄県以外の都道府県では事例なし。 	<ul style="list-style-type: none"> スポーツツーリズム推進や施設整備など、スポーツ関連の宿泊者も行政サービスの受益を得ている。充當に対し、他の納税者から理解が得られにくくなる。
連泊について	<ul style="list-style-type: none"> 宿泊税では事例なし。 別府市の入湯税において、同様の規定あり（7泊8日以上長期滞在者は税額の1/2、1泊目から適用）。 	<ul style="list-style-type: none"> 連泊であっても、滞在日数分だけの行政サービスを利用し受益しているため、減額措置の合理性はない。
年齢による免除	<ul style="list-style-type: none"> 宿泊税では、熱海市、高山市、下呂市で課税免除としている。（入湯税同様、12歳未満を免除。） 県内市町村の入湯税も同様に12歳未満は免除としている。 都道府県宿泊税では事例なし。 	<ul style="list-style-type: none"> 行政サービスの受益対象は年齢に関わらない。 入湯税を徴収していない施設では、チェックイン時の年齢確認などの事務負担が過大となる懸念。

徴収方法及び申告・納税方法について



1. 徴収方法

徴収方法は**特別徴収（※）**とし、**特別徴収義務者は宿泊事業者とする。**

※宿泊事業者とは、宿泊施設に関して旅館業の許可を受けた方及び住宅宿泊事業の届出をした方をいう。

《考え方》

個々の宿泊者から直接徴収することは現実的に困難であるため、宿泊事業者による特別徴収とする。

なお、全ての先行自治体において、徴収方法は特別徴収とし、特別徴収義務者は宿泊事業者としている。

※特別徴収：徴収について便宜を有する者（特別徴収義務者）が税金を徴収し、その者が納入する方法。

2. 申告・納入方法

特別徴収義務者は各月の初日から末日までの間において徴収すべき宿泊税に係る宿泊について、翌月の末日までに県税事務所に申告し、その申告に係る納入金を納入しなければならない。
ただし、税額の規模等一定の要件を満たす場合は3か月ごとの申告納入を認める。

3. 他自治体（都道府県）の状況（参考）

	東京都	大阪府	福岡県	宮城県※1	広島県※1	北海道※1	長野県※1	沖縄県※2
徴収方法	特別徴収 (特別徴収義務者が宿泊者から徴収し、納入)							
特別徴収義務者	宿泊事業者							
申告方法	各月の初日から末日までの間の宿泊に係る宿泊税について、翌月の末日までに申告納入 ※一定の要件を満たす場合は3か月ごとに申告納入が可能(北海道は通常3か月ごとの申告納入)							

入湯税との関係について

1. 入湯税と宿泊税について

	入湯税	宿泊税
根拠	地方税法第701条	各自治体の条例（法定外税）
課税客体	入湯行為	宿泊行為
使途	環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用	観光の振興等（各自治体の条例で定める）。

（参考：事業者の声）

- 別府は入湯税を段階的定額制にしている。宿泊税導入された際、階段が煩雑になる可能性が懸念。（別府 ホテル）
- 宿泊税と入湯税の一本化が出来れば、お客様にもわかりやすい。「観光環境税」と表示するなど。大分県が宿泊税を導入すれば、大きい温泉地を抱える都道府県単位では国内では初の事例。他県の温泉地と一緒にになって国に働きかけをお願いしたい。（別府 ホテル）

2. 入湯税と宿泊税の一括表記について（検討）

- 宿泊税を導入した場合、宿泊時の請求書や領収書へ「宿泊税」及び「入湯税」の二税を別記することとなるため、「納稅義務者への説明が困難になる」などの意見が、以前より宿泊事業者等から寄せられている。

＜一括表記例＞

(1) 宿泊税及び入湯税について、「宿泊入湯税」等実際の税目と違う名称で一括表記することは可能か。

(例)

宿泊税200円 入湯税200円



宿泊入湯税400円

(2) 「観光振興貢献金」や「観光振興協力金」等の名称による記載と領収書等に説明文を別途記載することは可能か。

(例)

宿泊税200円 入湯税200円



観光振興協力金400円
(観光振興協力金には宿泊税と入湯税が含まれます。)

3. 考え方

一括表記は不可である

- 宿泊税と入湯税は全く別の税目であり、各税額を合算した額を一括表記することや、実際の税目とは異なる名称を表記することは、それぞれの税目を支払ったことを証明する領収書としての意味をなさず、納稅義務者の不利益につながるものと考える。

参考：県内市町村の入湯税の状況

市町村	税率	収入額 (R5)
大分市	150円	38,676千円
別府市	宿泊料金又は飲食料金 1,500円以上2,000円以下…50円 2,001円以上4,500円以下…100円 4,501円以上6,000円以下…150円 6,001円以上50,000円以下…250円 50,001円以上…500円 娯楽施設等を有する場所における鉱泉浴場を利用するもの…40円 長期滞在者（7泊8日以上継続して施設を利用するもの）該当額に2分の1を乗じた額	535,312千円
中津市	宿泊 150円 日帰り50円	8,296千円
日田市	宿泊 150円 日帰り・会食等 50円	32,381千円
佐伯市	150円	0
臼杵市	40円	171千円
津久見市	—	0
竹田市	150円	19,614千円
豊後高田市	150円	1,279千円
杵築市	150円	479千円
宇佐市	宿泊 150円 日帰り 50円	0
豊後大野市	150円	0
由布市	宿泊料 4,000円以下 100円 4,001円以上 250円 日帰り 70円（利用料金400円以上）	133,763千円
国東市	150円	548千円
姫島村	150円	0
日出町	150円	28,321千円
九重町	宿泊料 4,000円以下 100円 4,001円以上 150円 日帰り及び自炊 70円	24,285千円
玖珠町	宿泊 150円 日帰り、会食、その他これに類する入湯客 70円	1,684千円

その他：特別徴収義務者の罰則について

1. 特別徴収義務者の義務を違反した場合の罰則

・特別徴収義務者の証票の掲示等に関する罪

- ・特別徴収義務者に交付された証票を掲示しない・他人に貸付又は譲渡・義務消滅した場合に証票を返納しない者
⇒ 1年以下の懲役（拘禁刑）又は50万円以下の罰金

・帳簿の記載義務違反等に関する罪

- ・帳簿や書類を適切に作成・保存していない特別徴収義務者
⇒ 1年以下の懲役（拘禁刑）又は50万円以下の罰金

・納税管理人に係る不申告に関する過料

- ・特別徴収義務者が宿泊税の納入義務を負う県内に住所、居所、事務所又は事業所（以下、住所等）を有しない場合又は有しなくなった場合において、納税管理人（県内に住所等を有しない特別徴収義務者に代わり納入の一切を処理する者）を正当な理由なく申告しなかった場合の過料（地方税法の条例により設定を可能とする規定あり）
⇒ 10万円以下の過料

【考え方】他税目及び他自治体の例を踏まえ設定

2. 他自治体（都道府県）の状況（参考）

	東京都	大阪府	福岡県	宮城県※1	広島県※1	北海道※1	長野県※1	沖縄県※2
証票の掲示等に関する罪	○	○	—	○	○	—	○	○
帳簿の記載義務違反等に関する罪	○	○	○	○	○	○	○	○
納税管理人の不申告に関する過料	—	○	○	○	○	○	○	○

※1：総務大臣同意済、施行前（課税開始前）の自治体、※2：条例成立済、総務大臣同意前

その他：特別徴収義務者の負担軽減について



1. 特別徴収義務者への報償金

県では、納期内納入を促進し、県税収入を確保することを目的に、軽油引取税及び産業廃棄物税の特別徴収義務者に対して、特別徴収義務者報償金を交付している。

宿泊税についても、他の法定税目と同様に納入された宿泊税の一定率を特別徴収義務者報償金として交付することが適当と考える。

«他の税目»

	軽油引取税	産業廃棄物税
交付率	2.5%	2.5%
加算	—	—

«他自治体（都道府県）の状況（参考）»

	東京都	大阪府	福岡県	宮城県※1	広島県※1	北海道※1	長野県※1
交付率	2.5%	2.5%	2.5%	2.5%	2.5%	2.5%	2.5%
加算	開始5年間 +0.5%	開始5年間 +0.5%	開始5年間 +0.5%	開始5年間 +0.5% 電子申請の 場合さらに +0.5%	開始5年間 +0.5% 電子申請の 場合さらに +0.5%	電子申請 の場合 +0.5%	開始5年間 +1.0%

※1：総務大臣同意済、施行前（課税開始前）の自治体

2. 宿泊税制度導入に伴う宿泊事業者のシステム改修等の補助

宿泊税制度が導入された場合、宿泊事業者において、レジシステムの改修や自動精算機等の費用が発生することとなる。

アンケートでは「宿泊税が導入された場合、システム改修等の費用が必要になるか？」という問い合わせに対し、半数以上がなんらかの経費が必要になると回答。

先行自治体においては、宿泊事業者の負担軽減及び宿泊税の円滑な徴収を図ることを目的として補助制度を実施しており、本県においても同様に必要になるものと考える。

宿泊税が導入された場合、システム改修等の費用が必要になるか？

回答（任意回答のため無回答あり）	割合、回答数
ソフトウェアの購入が必要	13.47% (45/334)
既存のレジシステムの改修が必要	26.05% (87/334)
新たなレジシステムの構築（導入）が必要	15.87% (53/334)
経費は必要にならない	31.44% (105/334)
その他	13.17% (44/334)

7 運用について

宿泊税の運用について（案）

1. 宿泊税を充当する施策の基本的な考え方

- ・宿泊税を充当する施策・経費は、以下のとおりが望ましい。

（1）本県の観光振興に資する施策

受入環境の整備（レスポンシブルツーリズムの推進等）、観光資源の磨き上げ、
2次交通充実・周遊促進、宿泊事業者のDX支援、人材確保支援、戦略的な誘客、
観光危機管理、観光推進体制の強化等

（2）宿泊税の徴収に要する経費

- ・税収は基金による管理が望ましい。（充当事業の明確化、災害が起きた際への備え等）

2. 宿泊税の充当施策の明確化と説明責任

- ・宿泊税を充当した事業については、公表し、以下のような事項について説明をする必要がある。
- ・市町村への交付分についても、一義的には県が説明責任を負うべきであるが、市町村においては、県に対する明確な説明責任を果たすような仕組みが必要であると考えられる。

（1）施策の目的・意義

- ・宿泊税を活用することで、何の施策が、具体的にプラスされるのか。
- ・納税者である宿泊者に理解が得られる施策であるか。

（2）新規又は拡充の施策

- ・既存施策の財源を振り替えただけになつていいか。

（3）事業実施の成果

- ・定量的な成果はどうであったか。

宿泊税の運用について（案）

3. 市町村との連携

- 観光振興施策における県と市町村の役割の考え方、財政需要について以下のとおり整理。
- 今後、県と市町村の役割分担・連携体制を踏まえ、県と市町村の配分方法等を検討することが適当。

	県	市町村
役割イメージ	<ul style="list-style-type: none"> 広域的な観点からのデータマーケティングに基づく観光振興施策（広域からの誘客、県内周遊の促進（市町村をまたぐ2次交通）、広域的視点での磨き上げ、市町村の特性を生かした観光地域づくりの支援等） 監督行政としての所管事業（旅館業法、住宅宿泊事業法等） 税の賦課徴収 	<ul style="list-style-type: none"> 基礎自治体としての観光振興施策（観光客の受入環境整備、地域の観光資源の魅力向上、2次交通・アクセス整備等） 監督行政（旅館業法）※大分市のみ
財政需要見込	約14億円／年 ※徴収コストは別途	約29億円／年 ※一部未回答市町村あり
備考	<p>(現在県で積み上げているが、市町村での実施も可能性として考えられるもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> 受入環境の整備（多言語対応等） 需要の平準化策（閑散期対策） 観光案内標識の管理 宿泊施設の受入環境整備 	<p>(県に求める役割 再掲P19)</p> <ul style="list-style-type: none"> 広域の誘客・プロモーション 県内の周遊促進 広域の2次交通対策 観光統計の整備・マーケティングに活用できるデータの充実 旅館業法の適正化、適正な課税徴収体制 宿泊施設の受入環境整備

4. 使途についての検証体制

（1）使途の決定プロセスについて

- 具体的な使途の決定にあたっては、県内事業者の声を丁寧に聴取し、有識者による助言を適切に反映させた運営を行う。

（2）事業効果の検証について

- 事業効果については、少なくとも年1回程度の頻度で検証を行う。

（3）推進体制について

- 上記（1）、（2）を、推進・評価するため、県内事業者や有識者からなる外部委員による組織体を設ける。

5. 制度についての見直し

- 条例施行後、3～5年度ごとに制度のあり方の検討を行うべき。
- 先行事例では「5年ごと」の見直し（＝課税期間）が多い。
- 本県の「大分県産業廃棄物税」や「大分県森林環境税」も同様に、社会経済情勢の変化等が想定されるごとから5年を目途に検討を行うこととしている。

＜導入自治体の状況＞

自治体	課税を行う期間（見直し期間）
東京都、大阪府、宮城県※1、広島県※1、北海道※1 福岡市、北九州市、京都市、金沢市、俱知安町、二セコ町、熱海市、赤井川村	5年ごと
福岡県、長野県※2、常滑市、高山市、下呂市	初回3年、以降5年ごと
沖縄県※2、長崎市	3年ごと

今後のスケジュール



第1回(R7年5月28日)

- 大分県の観光の現状について
- 大分県の観光施策の方向性について

第2回(R7年7月22日)

- 観光振興の財政需要について
- 観光振興のための財源について
- 宿泊事業者との意見交換会結果について

第3回(R7年10月6日)

- 各市町村の意見について
- 税制度についての論点整理

第4回(R7年12月15日)

- 中間整理を踏まえた検討

第5回(R8年2月)

- 報告書まとめ